
特区制度の振り返りと今後の展開

地方創生2.0におけるあり方検討

2025年2月21日
内閣府
地方創生推進事務局



地方創生2.0と特区制度

地方創生2.0について

地方創生2.0の「基本的な考え方」（令和6年12月24日 新しい地方経済・生活環境創生本部決定）より抜粋・編集

- これまでの10年間の地方創生をめぐる成果と反省を活かし、**「地方創生2.0」として新たな取組を進める**こととしている
- 以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、令和7年夏に、**今後10年間集中的に取り組む基本構想をとりまとめる**予定
 - ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - ②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
 - ③付加価値創出型の新しい地方経済の創生
 - ④**デジタル・新技術の徹底活用**
 - ⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上
- その中で、**「地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める。」**こととしている

第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）

石破総理発言（議事要旨より抜粋）

- 本日は、今後取り組む規制・制度改革事項に加え、**三つの特区制度の検証と今後の在り方について、御議論**を頂戴いたしました。
- 方針を決定した16の規制・制度改革事項につきましては、早急に対応を進めるとともに、方針が決まっていない事項につきましては、民間議員の御指摘も踏まえ、国家戦略特区ワーキングヒアリング等を通じて、検討を前に進めていただきますようお願いいたします。
- その際、制度の主務官庁は、地域の声に丁寧に耳を傾け、社会環境や技術の変化も踏まえた、規制・制度のあるべき形を自ら主体的に検討するようお願いをいたします。
- **地域の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていく中で、特区制度はその重要な一翼**です。各特区における特例の全国展開について、具体的な取組を開始してください。
- **特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることが出来る制度となりますように、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、『地方創生2.0』につなげて**いただきますようお願い申し上げます。

特区制度の経緯

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

- **構造改革特区制度**は、**地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備**を内閣一体となって行っていくものとして2002年に法制定
- **総合特区制度**は、**国と地域の政策資源を集中**させることにより、産業の**国際競争力の強化となる拠点形成**と、地域資源を最大限活用した**地域の活性化を推進**するものとして、2011年に法制定し、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区を指定（2013年閣議決定により、以降の指定は見合わせることにされている）
- その後、**国家戦略特区制度**が、**産業の国際競争力の強化**とともに、**国際的な経済活動の拠点形成**を図り、**経済の発展及び国民生活の向上に寄与**するためのものとして2013年に法制定

2002年

2011年

2013年

令和6年12月現在

地域の特性に
応じた規制改革を実施

構造改革特区

規制の特例措置は
全ての自治体が活用可能

実現に向けて
省庁間で調整

特例措置 56
全国展開 145

特区認定数（累計実績）1424

先駆的取組に
国と地域の政策資源を集中

総合特区

規制の特例措置（指定区域）
＋財政支援

実現に向けて
国と地方の協議会で議論

特例措置 20
全国展開 31 ※

特区指定数 23

大胆な規制・制度改革
による経済再生

国家戦略特区

民間有識者が参加するWG、
諮問会議で調整

規制の特例措置は
特区指定区域が活用可能

特例措置 67
全国展開 93 ※

特区数（政令指定）16

※初めから全国展開されたものを含む

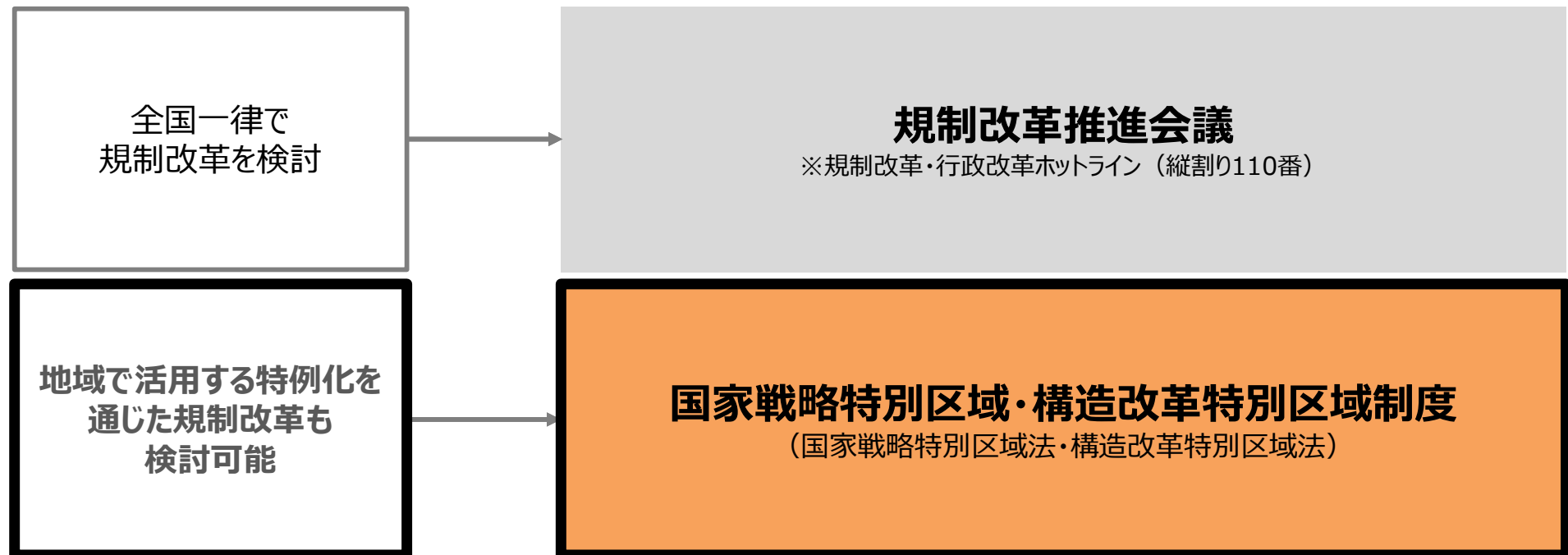
特区制度の意義（他の制度との関係）

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

特区制度は、全国的な規制・制度改革を推進する規制改革推進会議等、他の枠組みとの連携を図りつつ、

- ① 規制・制度面で課題に直面している地域からの提案窓口
- ② 改革意欲の高い地域と国が協力・連携して、規制・制度改革を進める枠組
- ③ 全国一律での実現が難しい規制・制度改革について、各特区法に基づいて特例を創設し実証を行う枠組
- ④ 特区認定が、地域内での連携・モチベーションやブランド価値向上にも資する

等の特徴・意義を有する制度



これまでの主な成果

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

- 3つの特区制度の運用を通じ、**保育、教育、観光・商工業、農業、医療、人材、交通・都市再生**など、地方の生活環境と経済活性化に関連する幅広い分野で、**地域の実情を踏まえた規制・制度改革**を実現
- 全体では2024年12月時点で**269※の全国措置化、特例措置も320件**（320の内177は全国措置化(269の内数)）
※ 構造特区は、特区での議論を通じ最初から全国措置化されたものはカウントできず、含まれていない

＜参考＞ 特区を活用した取組の一例（分野別の主な活用事例は[こちら](#)をご覧ください）



学校設置会社による 学校設置事業

～株式会社による学校設立が可能に～

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【認定計画数（累計）】52件
（全国24都道府県で活用）

地域農畜産物利用促進事業

～地域産品を使った農家レストランの農用地区域内設置を容認～

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。

【活用件数（全国展開前）】15件
内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

構造改革特区 （2003年度）

教育



特定農業者による 特定酒類の製造事業

～特定農業者による特定酒類の最低製造数量基準を撤廃～

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒又は果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例。

事業者の新規参入や新たな観光資源の創出、6次産業化に寄与。

【認定計画数（累計）】210件（全国43道府県で活用）



「地域限定保育士」の創設

～地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保～

試験を実施する自治体内のみで勤務可能※となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事務の実施を可能とする特例。

2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。

※資格を取得し、登録を受けて3年経過後は全国で勤務可能

【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

国家戦略特区 （2015年度、2017年度）

保育

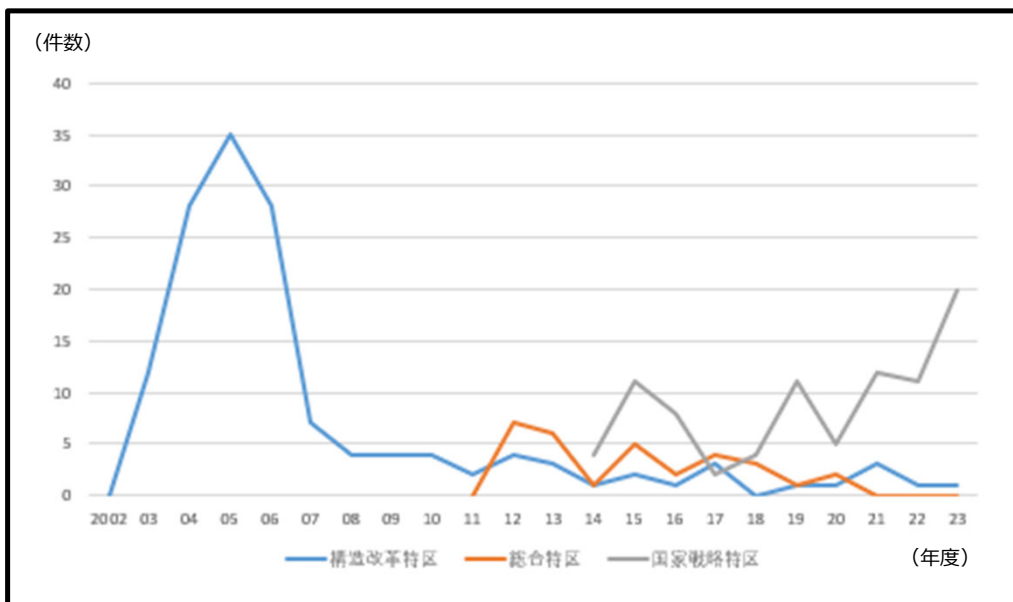


取組を踏まえた主な課題①

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

- 特区の特例はあくまでも弊害の有無を確認する実証プロセスであり、**最終ゴール**は（地域ブランドとして有用性の高い一部特例を除き）**全国展開**を目指すこととしている。近年、全国展開件数は、国家戦略特区では増加傾向にある（図1）ものの、**特例化から長期間を経ても、全国展開されていない特例**も残っている（措置化から5カ年度以上を経た特例は3特区で計114件、全体の約36%、図2）
- 特に総合特区、国家戦略特区は、特区指定区域しか特例を活用できないこともあり、結果として**全国への裨益効果が限定的**となっている

【図1】各特区制度における全国展開件数の推移



※ 構造改革特区は、特例措置後に全国展開された件数（最初から全国展開された件数はカウントができないため含まない）

【図2】特例措置化と全国展開

<令和6年12月現在>

	構造改革 特区	総合 特区	国家戦略 特区	特区 全体
特例措置化	203件 ※	25件	94件	322件 ※
その後 全国展開	145件 (72.1%)	5件 (20%)	27件 (28.7%)	177件 (55.3%)
現在も 特例	56件 (27.9%)	20件 (80%)	67件 (71.3%)	143件 (44.7%)
うち特例化から 5カ年度経過	51件 (25.4%)	20件 (80%)	43件 (45.7%)	114件 (35.6%)
うち複数区域 で活用	18件 (9.0%)	0件 (0.0%)	21件 (22.3%)	39件 (12.2%)

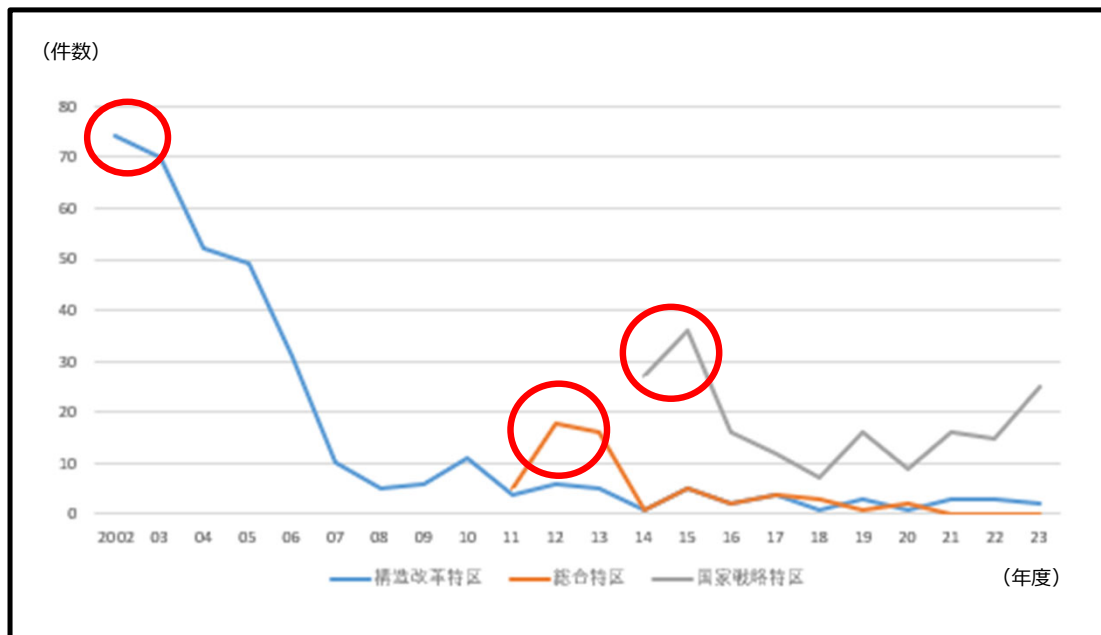
※ 規制制度の変更等に伴う廃止2件を含む。なお、割合は廃止2件を除いて算出

取組を踏まえた主な課題②

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

- 規制・制度改革の措置化は、特に構造・総合特区では制度の創設当初に多い傾向（図3）が見られる。また国家戦略特区では、地域によって規制・制度改革の提案や活用に差が見られる（図4）
- これらは、制度創設又は特区指定当初の取組により、一定の改革が実現できたと評価できる面もあるが、特に規模の小さな自治体や事業者にとっては、新規提案を発掘し、主務官庁にエビデンスを提示し、時には利害関係者から厳しい指摘を受けながらも、粘り強く交渉を続けて規制改革を実現していくハードルの高さや、一方で発案者のメリットの小ささを指摘する声もある

【図3】各特区制度における措置件数の推移



※ 特例措置件数と全国展開件数の合算（特例措置から全国展開されたものは2段階で計上。構造改革特区は、最初から全国展開されたものはカウントできないため含まない。規制制度の変更等に伴う廃止された特例措置も含む）

【図4】国家戦略特区指定12区域の評価（令和5年度）

区域名	1. 進捗状況				2. 新規の特例活用事業			3. 新規提案件数
	達成	進行中	要推進	合計	規制改革事項数	（うち初認定）	事業数	
東京圏	81	22	3	106	3	0	7	19
東京都	62	19	2	83	2	0	6	13
神奈川県	13	1	1	15	0	0	0	1
千葉市（3次指定）	2	1	0	3	0	0	0	1
成田市	4	1	0	5	1	0	1	4
関西圏	28	4	0	32	0	0	0	12
大阪府	19	1	0	20	0	0	0	12
兵庫県	3	2	0	5	0	0	0	0
京都府	6	1	0	7	0	0	0	0
新潟市	7	0	0	7	0	0	0	0
養父市	9	0	0	9	0	0	0	3
福岡市・北九州市	31	18	1	50	4	2	12	17
福岡市	21	17	1	39	2	1	10	15
北九州市（3次指定）	10	1	0	11	2	1	2	2
沖縄県	6	1	0	7	2	1	2	3
仙北市（2次指定）	1	0	1	2	0	0	0	0
仙台市（2次指定）	13	3	0	16	1	0	2	4
愛知県（2次指定）	14	0	0	14	1	0	1	0
広島県・今治市（3次指定）	11	0	0	11	1	0	1	5
広島県	6	0	0	6	1	0	1	3
今治市	5	0	0	5	0	0	0	2
つくば市（スーパーシティ）	2	7	0	9	3	1	5	9
加賀市・茅野市・吉備中央町（デジタル田園健康特区）	0	4	0	4	2	0	2	13
加賀市	0	3	0	3	1	0	1	4
茅野市	0	0	0	0	0	0	0	4
吉備中央町	0	1	0	1	1	0	1	5
合計	203	59	5	267	13	4	32	79

※ 第63回国家戦略特別区域諮問会議資料4より抜粋

取組を踏まえた主な課題③

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

- また折角、提案を行っても、特に利害関係者の多い案件などは主務官庁との調整が難航し、**規制・制度改革がなかなか実現できなかったり**、実現しても**条件が付加**されるなどの結果、措置の**活用が思うように進まない**ケースもある（図5）
- 更に新規提案や特例活用が抑制されている背景として、**特区制度の活用方法や他の規制改革制度との関係が分かりにくい、といった指摘も聞かれる**

※ 国家戦略特区の内容について約6割が「あまり知らない」「全く知らない」と回答（令和6年1月時点）（図6）

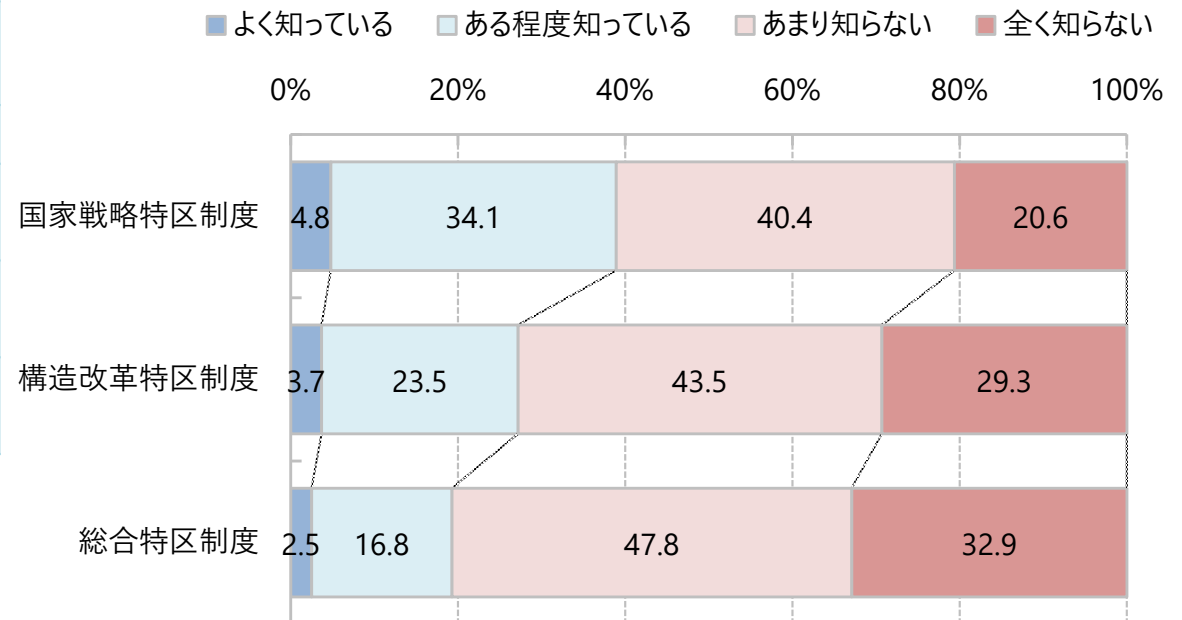
【図5】特例措置の活用状況

<令和6年12月現在>

	構造改革 特区	総合 特区	国家戦略 特区	特区 全体
特例措置	56件	20件	67件	143件
複数区域 で活用	21件 (37.5%)	0件 (0.0%)	26件 (38.8%)	47件 (32.9%)
単独区域 で活用	15件 (26.8%)	16件 (80.0%)	19件 (28.4%)	50件 (35.0%)
活用実績 なし	20件 (35.7%)	4件 (20%)	22件 (32.8%)	46件 (32.2%)

※ 過去に活用されていたものも含めて計上

【図6】特区制度の内容の認知度



※n=2,089（地方自治体職員向けのML経由 1395、内閣府のFB経由694）

（出典）令和5年度国家戦略特区の活用促進及び成果等の発信に関する調査分析業務報告書

今後の方向性

第65回国家戦略特別区域
諮問会議資料より抜粋・編集

規制・制度改革は、国でしかできないこと。安心・安全で暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の**3つの柱**を軸に、地域の意欲を国が阻害することのないよう、**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める**

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の 全国への普遍化	- 特例措置の全国展開を更に推進 - 直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討 活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦への サポート強化	- 新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等） - 規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート 総合経済対策2024における先行取組 先端的サービスに関する調査・実証 ✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援 ✓ 利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和）
産官学金労言の 理解・連携促進	- 特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など） 自治体・事業者など現場の声の聞き取り - 規制・制度改革関係制度の連携強化

本年6月の地方創生2.0に向け、地域の声に耳を傾けつつ
取組を推進・検討

民間有識者議員からの指摘

大槻議員

- ◆ プロアクティブに提案支援を進めること
- ◆ 特区制度の周知と住民参加・協力を進め、集合知を生かすこと
- ◆ 成果・アウトカムに基づき、地方の人口や経済成長の拡大などへの貢献度を検証すること
- ◆ 資本主義と地方創生のあるべき姿からバックキャストした全体最適を考えて、特区制度を建設的に拡大すること

垣内議員

- ◆ 障害者を決して取り残すことがないように、新規提案や新しい取組を特区制度の中で実現するうえで、様々な情報提供においてしっかり配慮して取り組んでいくこと

中川議員

「特区制度の今後の進め方について（民間議員提出資料）」に基づき発言（当日の資料は[こちら](#)）

- ◆ 規制・制度改革に伴う弊害やリスクの挙証責任は主務官庁が負うべきものであること
- ◆ 地方への裨益効果を最大化するため、三つの特区制度をより有機的に連携させること（構造改革特区特例への移行も視野に入れた検討）
- ◆ 活用実績が低調な特例措置の要件等について再検証すること

菅原議員

- ◆ 規制・制度改革の推進体制の一元化を図ること
- ◆ 全国展開のプロセス・判断指標（全国展開を阻む“弊害”の定義）を明確にすること
- ◆ 数年が経過しても進捗のない提案について、主務官庁はその説明責任を負い、実現に向けた検討を進めること

越塚議員

- ◆ デジタル技術を生かした大胆な制度改革について議論を一層深めること
- ◆ 経済界や地域産業、石破内閣における新しい地方経済のための戦略と連携し、成長戦略を実現すること



第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）

当日の議事要旨は[こちら](#)

新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）（抄）

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

（1）「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動

（略） 特区の活用を始め、地域の実情を踏まえた幅広い分野の制度・規制改革を加速する。スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携絆特区、金融・資産運用特区において、先端的服务によって地域課題を解決するモデル地域として、必要な制度・規制改革やデータ連携に係る調査・実証を行う。その中で得られた知見は、他地域にも共有する。**特区や制度・規制改革を活用しようとする地域の意欲ある取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。**

第2世代交付金における制度の概要②-2

採択の優先順位について

- 採択見込額を超える申請があった場合、**取組内容等に応じて採択の優先順位を付ける。**

優先順位	対象事業	
	①	➤ 重点テーマに該当する事業 ・「地方経済」、「生活環境」、「若者・女性にも選ばれる地方」 ⇒ 重点テーマに該当するかについては、外部有識者審査を実施
	②	➤ 複数の地方公共団体が連携して申請する事業 （定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携を行う事業を含む） ➤ ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業のうち複数の種類の事業を組み合わせる ➤ 他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業 ➤ SDG s 未来都市計画に基づく事業 ➤ 弾力措置の対象となる事業 ➤ 特区制度に係る制度・規制改革を活用した、又は活用しようとする事業 ➤ 地域再生法に基づく支援措置との連携を図る事業やPFI法に基づく事業 ➤ スタートアップ支援に係る事業
	③	➤ 上記以外の事業

新しい地方経済・生活環境創生交付金で、**特区制度に係る制度・規制改革を活用した、又は活用しようとする事業※**は優先順位が高くなります

※地方創生推進事務局に提案や事前相談を行っている事業を想定

※①の重点テーマに該当する事業のうち、②の内容にも該当する事業は、より優先して採択する。

国家戦略特区利子補給制度に係る要件緩和

■対象主体（規模）

ベンチャー・中小事業者

■対象事業

3分野の（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

税制支援【課税の特例措置】

金融支援【利子補給金】

引き続き重点支援



制度創設から10年

- 我が国を取り巻く国際経済環境の変化
その他の経済社会情勢の変化 へ対応
- 3分野以外の様々な事業（観光／環境／交通／情報通信／福祉／子育て支援／防災など）について、各特区の区域計画に定められてきた実績

見直し（要件緩和）

■対象主体（規模）

規模の制約なし

変更

特区基本方針（閣議決定）

内閣府令／要綱

■対象事業

3分野の特定の事業以外にも地域の実情に応じ以下を満たす事業を幅広く対象化（“絞り込み”要件削除）

- 先進的・革新的な事業 &
- 官民金等地域の関係者が連携した
戦略的継続性の認められる事業

金融支援【利子補給金】

新たな地域の取組を幅広く後押し

新たに支援

特区制度の今後の展開に向けて

第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）

伊東大臣発言

今後も地域の声に耳を傾けながら、国家戦略特区ワーキンググループ等も活用し、取組を進めてまいりたいと思います。

石破総理発言

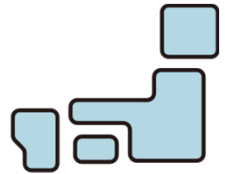
特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることが出来る制度となりますようにに、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、『地方創生2.0』につなげていただきますようお願い申し上げます。



国家戦略
特区自治体

区域との対話

特区制度・運用について
個別に意見交換



日本全国

全国アンケート

全国の自治体・事業者へ
WEBアンケート

質問を予定している主な事項（案）

- ① 今後、規制・制度改革が必要・重要と考えられる分野はあるか
- ② 活用したい特例はあるか
- ③ 特例の要件等の改善・緩和が必要と考えられる事項はあるか
- ④ 規制改革の提案や特例活用の際に障害となることはあるか
- ⑤ 特区制度の運用改善に向けた意見はあるか

令和7年6月頃の国家戦略特別区域諮問会議

特区制度の新たな運用のあり方について検討

全国WEBアンケートについて

全国の自治体・事業者向けに**アンケート（任意）**を実施します。
地域の声をお待ちしています！



アンケートの目的

全国の自治体・事業者など地域の皆様の声を聴き、今後の特区制度運用のあり方の検討や特例措置の検証につなげます。

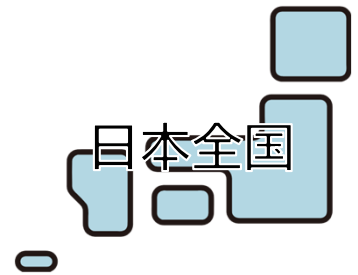
アンケートの期日【予定】

2月26日（水）～3月10日（月）12：00

様々なルートを通じて全国へ依頼

➢ 地方創生ホットライン

➢ SNS 等



主な質問事項

- これからの地方経済・生活環境創生に向け、規制・制度改革が必要・重要と考えられる分野はあるか。
具体的事項は？
- 3つの特区制度（国家戦略特区、構造特区、総合特区）の特例の中で活用したいものはあるか
- 特例活用に関心はあるが、特例の要件等の改善・緩和が必要と考えられる事項はあるか
- 地域で規制改革を提案し、活用していく際に障害となることはあるか。国に期待する内容は何か
- その他、特区制度の運用改善に向けた意見はあるか